7　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その基準額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、総務大臣が相当と認めるものに限る。）の額の合計額とする。

一　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二　道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三　前二号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四　前三号に掲げる費用に付随する費用

8　旅費の基準額は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行をした場合によって計算する。ただし、出頭のため必要がある場合又は天災その他やむを得ない事情がある場合において、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行をし難いときは、その現によった経路及び方法によって計算する。

（日当）

**第四条**　日当は、旅行に必要な日数（出頭が移動を伴わない場合にあっては、出頭に必要な日数）に応じて支給し、その額は、一日当たり八千四百五十円以内において総務大臣が相当と認める額とする。

本則に次の三条を加える。

（宿泊料）

**第五条**　宿泊料は、宿泊に要する費用とし、その額は、旅行に必要な宿泊のため現に支払った額（総務省令で定める額に宿泊に係る夜数を乗じた額（以下この条及び次条第一項において「宿泊料基準額」という。）が、旅行に必要な宿泊のため現に支払った額より少ない場合は、宿泊料基準額）とする。

2　宿泊料基準額は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行をした場合によって計算する。ただし、出頭のため必要がある場合又は天災その他やむを得ない事情がある場合において、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行をし難いときは、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費及び宿泊料の額の特例）

**第六条**　第二条第二項及び前条第一項の規定にかかわらず、参考人が移動及び宿泊に要する費用を一体の対価として支払った場合における旅費及び宿泊料の額は、参考人が現に支払った額（当該移動に係る第三条の規定による旅費の基準額及び当該宿泊に係る宿泊料基準額の合計額が、参考人が現に支払った額より少ない場合は、当該合計額）とする。

2　第二条第二項、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、参考人が総務省令で定めるやむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したときの旅費及び宿泊料の額は、当該旅行のため既に支出した額のうち当該参考人の損失となる額又は支出を要する額で総務省令で定めるものとする。

（総務省令への委任）

**第七条**　この政令に定めるもののほか、参考人の受ける旅費の種目及び基準額に係る細則その他この政令の実施のため必要な事項は、総務省令で定める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の規定は、この政令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に電波法第九十二条の二（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項並びに放送法第百八十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により参考人が求められた出頭に係る旅費及び宿泊料について適用し、施行日前に電波法第九十二条の二の規定により参考人が求められた出頭に係る旅費及び宿泊料については、なお従前の例による。

3　この政令による改正後の第四条の規定による日当の支給の基礎とされる同条に規定する旅行に必要な日数で令和七年七月一日前に対応するものに係る日当の額は、同条に規定する額にかかわらず、一日当たり八千二百円以内において総務大臣が相当と認める額とする。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

---

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

---

**政令第百四号**

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万六千六百円」を「四万七千九百円」に改める。

第二十三条の表一の項中「三万八千九百円」を「三万九千六百円」に改め、同表二の項中「三万六千九百円」を「三万七千六百円」に改め、同表三の項及び四の項中「二万七千円」を「二万七千五百円」に改め、同表五の項中「二万五千円」を「二万五千五百円」に改める。

第二十四条中「七十万九千円」を「七十二万三千円」に改める。

第三十四条第一号中「三十九円四十銭」を「三十九円七十一銭」に改める。

別表第五の一の項中「千八百七十円八十八銭」を「千九百八十三円三銭」に改め、同表の二の項中「千二百六十五円六十銭」を「千三百四十一円四十六銭」に改め、同表の三の項中「千百五十五円五十五銭」を「千二百二十四円八十一銭」に改め、同表の四の項中「千百円五十二銭」を「千百六十六円四十九銭」に改め、同表の五の項中「八百二十五円三十九銭」を「八百七十四円八十七銭」に改め、同表の六の項中「百二十二円二十八銭」を「百二十九円六十一銭」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年三月以前の月分の介護加算額、同月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び令和六年度以前の年度分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂